

## 《論文》

**20世紀初頭フランス銀行における農業融資研究**

武田 佑太

## はじめに

本稿は、第一次大戦前にフランス銀行によって行われたイタリアの信用機関の業態調査の内容を明らかにし、これを通じて、農業融資に対する同行の方針を考察することを目的とする。近年では、フランス銀行における研究グループ (Mission historique) により、フランス銀行をはじめ各国の中央銀行や通貨制度に関する研究が行われているが、当事者としての実務家の国際交流については、十分に検討されていない。こうした交流は、発券銀行ないし中央銀行の政策決定に対しても、少なからず影響を与えたと考えられる。

農業融資については、後述するように、フランスの場合には、民間信用機関が乗り出すことが困難な領域であったため、まず、創立時より発券銀行でありながら、株式銀行でもあったフランス銀行の特殊性を、他の民間信用機関との比較で示す必要がある。次に、フランス銀行がイタリアの一発券銀行であるナポリ銀行 (Banque de Naples) に対して行った農業融資に関する調査内容を示していく。

**第1節 民間信用機関とフランス銀行の業態比較**

フランス銀行は株式銀行であるがゆえに、常に民間信用機関との競争にさらされていたが、同行の伝統として、その幹部は「株式銀行」(établissements de crédit par actions) を「単純な商会」(simples maisons de banque) と対比させる形で敵視し、しばしば株式銀行への支援やその

発展を阻害したとされる<sup>1</sup>。民間銀行との競争が顕在化したのは、1848年の恐慌における信用需要の回復期や、政権側の信用需要が高まった第二共和政期、及びその後の第二帝政期とされている<sup>2</sup>。これらの時期に設立された代表的な銀行としては、パリ国民割引銀行(Comptoir national d'escompte de Paris)、不動産銀行であるクレディ・フォンシエ(Crédit foncier de France)、そして、フランス銀行と特に激しく対立することになるクレディ・モビリエ(Crédit mobilier)を挙げることができる。その他、資本金はこれらよりも劣るとはいえ、数多くの金融機関が全国に設立された。その代表例としては、国民割引銀行(Comptoirs nationaux d'escompte)を挙げることができる。そのほか、フランス銀行にとってライバルであった「主要民間信用機関」(établissements de crédit)としては、クレディ・フォンシエのほか、「クレディ・リヨネ」(Crédit lyonnais)、「ソシエテ・ジェネラル」(Société générale pour favoriser le développement du commerce et de l'industrie en France)などを挙げることができる。これらの民間信用機関は、1870年代までのフランス金融市場において支配的な地位を占めていたオート・バンクにとっても、ライバルとなっていたことで知られている。

上記の株式銀行の中でも、恐慌への対応を目的としてパリに設立されたパリ国民割引銀行(以下、割引銀行)に対するフランス銀行の姿勢は、激化しつつある競争関係をよく示している<sup>3</sup>。当初、割引銀行の設立に際して同行は、その400株を購入する形で支援を行っていた。しかし恐慌の鎮静化の後、同行は、国家の支援を受けた割引銀行の成長を脅威と見なすに至った。後に、後者は積極的な海外進出を遂行したが、19世紀末には銅の投機取引の失敗に起因する破産の危機に見舞われ、国家の要請を受けたフランス銀行が救済融資に乗り出すに至っている。

ただし、フランス銀行は民間信用機関と純粋な意味での競争関係にあったわけではない。プレッシ氏が挙げる、民間銀行に対する同行の批判点は、同

---

1 Plessis (Alain), *La politique de la Banque de France de 1851 à 1870*, Librairie Droz, 1985, p.142.

2 *Ibid.*, p.143.

3 以下、フランス銀行とパリ国民割引銀行との関係性については、*Ibid.*, pp.144-146.

行の特殊な経営方針を浮き彫りにしている<sup>4</sup>。すなわち、民間信用機関は、利子付き当座預金 (comptes-courants à intérêt) を通じてフランス銀行との預金獲得競争を優勢のうちに進め、預金を基に、国内外においてあらゆる与信業務を行っていたが、フランス銀行は、こうした「大胆さ (ardeur)」を批判していた。たとえば、民間信用機関がフランス銀行に手形を持ち込む際には、商業的性質の裏付けのない「流通手形 (papier de circulation)」の割引といった定款に反する融資が要求される傾向にあることが問題視されている。その他、上述の割引銀行が持ち込む鉄道事業に起因する手形については、手形書名人の数や性質について、フランス銀行より疑義が呈された<sup>5</sup>。なお、その後も同行は、その当座預金を利子付きとせず、3名署名の商業手形の割引の原則を保持し続けた (ただし、原則は保持しながらも定款規定外の業務も行なっていた)。以上の点を考慮するならば、同行が民間信用機関との純粋な意味での競争に乗り出したとは、見なすことはできない。プレッシ氏によると、同行理事会は、新規参入した民間信用機関により、「信用の分配や通貨発行が節操のない形で刺激されることを恐れていた」とされる<sup>6</sup>。このことは、フランス銀行が発券銀行として、銀行券の信用維持の観点においても民間信用機関を警戒していたことを意味している。

19 世紀中葉においてフランス銀行が最も激しい競争を演じた相手としては、第二帝政期 1852 年に設立されたクレディ・モビリエがよく知られている。クレディ・モビリエの創設を主導し、ナポレオン三世として帝位に就くことになるルイ・ナポレオン (Louis Napoléon) の政権は、農業国フランスにおける各地の農民の支持によって成立した政体であり、工業発展も含めた公的利益を体現することが求められていた<sup>7</sup>。加えて、サン・シモンの産業主義のイデオロギーの影響を受けた政策の下で、クレディ・モビリエは、

---

4 *Ibid.*, p.143.

5 *Ibid.*, p.146.

6 *Ibid.*, p.144.

7 以下、クレディ・モビリエについては、村岡ひとみ「第二帝政とクレディ・モビリエ」『北海道武蔵女子短期大学紀要』第 11 巻、1979 年 3 月、101-155 頁。

投資の大衆化を通じて経済発展に資することが期待されていた。具体的には、同行による各種工業の有価証券の買い占め、同行を指揮したペレール（Pereire）兄弟が進めた「公債の民主化」=直接公募制といった例を挙げることができる。こうした試みには、フランス経済における課題として、国内の信用手段の不足や、ロツチルド（Rothschild）はじめフランス銀行でも強い影響力を持っていたパリの上層個人銀行家層（Haute Banque）の公債発行独占といった課題が念頭にあったとされる。

国民経済の発展を命題とし、「政府系銀行」や「ボナパルティズムの代理執行機関」としても位置付けられたクレディ・モビリエの試みは、かくしてあらゆる局面でフランス銀行の金融ネットワークへの挑戦を意味していたが、規模の点においても同行を脅かすものだった。すなわち、同行の資本金が9,000万フランであったのに対して、クレディ・モビリエのそれは6,000万フランに上り、同行創設者や初期の株主には、帝政期の政財界の有力者が名を連ねていたとされる。さらに業態については、90日を支払い期限とした3名署名入りの商業手形の割引を原則とするフランス銀行よりも遥かに緩やかな条件として、クレディ・モビリエは、2年を支払期限とした2名署名入りの手形の割引を行い、その財源として、銀行券の機能を果たしうる「利子付き証券（bons à intérêt）」が充当された。

なお、クレディ・モビリエを主導したペレール兄弟は、設立に先立つ第二共和政期において既に、恐慌の中でフランス銀行が遵守する原則とは異なる方向性を政府に提言し、採用されていた。すなわち、割引銀行の設立に関する1848年3月7日法により、各地に設立される同行の資本金について、各都市の市民から3分の1の額の資本金を拠出させるのみならず、残りを均等に都市と国家から拠出すること、そして、最低2名署名の手形割引の原則が定められた。さらに、同年3月21日の法律により、寄託商品を担保とすることを可能にする「一般倉庫」（Magasins généraux）の全国への設立が定められ、さらに3月26日の法律では、商品の寄託により発行される受領証が、フランス銀行の割引手形署名人のうち1名に代替しうることが規定された。

以上のように相対的に弛緩した条件下で遂行されたクレディ・モビリエの事業が、フランス銀行の強い批判に遭ったことは言うまでもない。ブレッシ氏は両者の対立軸を次の三点に整理している<sup>8</sup>。一つは「人的対立」(conflit d'hommes)であり、同行の理事たちは、「新参者」(nouveaux venus)が「金融貴族層」(les notabilités financières)に割って入ることに難色を示したとされる。第二に、信用に関する概念の対立。ペレール兄弟の思想に従うならば、発券銀行は大規模にその業務を拡大せねばならず、そのための財源の拡大は、銀行券の一層の発行増や小額銀行券(petites coupures)の発行増、資本金の増大、そして利子付き当座勘定の開設を通じて行われる必要があったとされる。また、クレディ・モビリエが発行した短期社債は、ペレール兄弟から真正な貨幣あるいは信用貨幣(monnaie fiduciaire)と見なされたが、これに対しフランス銀行の理事たちの視点では、こうした機能を有するクレディ・モビリエ自体が、「真正な裏付けのない貨幣」を流通に投じることになり、結果、「紙幣」(papier monnaie)の増加、ひいてはインフレにつながるものが危惧された<sup>9</sup>。第三に、証券取引所の証券価格の相場について。クレディ・モビリエは証券相場の高騰に固執した一方で、フランス銀行は融資を抑制し、証券取引所における投機的取引に否定的な立場を示したとされる。

国外にも進出し、様々な業種の企業発起にも事業の手を広げたクレディ・モビリエは、過剰な投機的取引が失敗に帰したことで破産に至った。しかし、19世紀中葉以降、フランス銀行を脅かす株式銀行の設立が続いた。1859年には、商工信用一般銀行(Société générale de crédit industriel et commercial)、1863年にはクレディ・リヨネ、1864年にはソシエテ・ジェネラルが設立され、1872年にはパリバ(Banque de Paris et des Pays-Bas)が合併により事業を開始している。これらが成長していくことにより、フランス銀行のパフォーマンスが低下していくことになる。表1において明ら

---

8 *Ibid.*, pp.154-155.

9 *Ibid.*, pp.149-150.

かなように、主要民間信用機関（établissements de crédit、すなわちこの場合、クレディ・リヨネ、ソシエテ・ジェネラル、パリ国民割引銀行、商工信用銀行など）が直接・間接投資に積極的に従事している点は、後述するように、19世紀末以降に農業融資に積極的に乗り出したフランス銀行の業態とは明らかに異なる。

上記の主要民間信用機関の成長は、多様な業態を通じてのみならず、支店網の拡大によってももたらされた。たとえば1913年には、クレディ・リヨネは200以上の支店、ソシエテ・ジェネラルは500近くの支店を有するに至った<sup>10</sup>。主要民間信用機関の成長は、フランス銀行の営業ないし機能にも大きな影響を与えた。

主要民間信用機関の成長によるフランス銀行の機能変化については、先行研究において少なからず取り上げられている。レスキュール氏（Lescure）は、民間信用機関との競争において劣勢に立たされたフランス銀行が、株式銀行機能から、危機時における金融市場の救済機能（「最後の貸し手」）へと次第に特化していったことを指摘する一方（Lescure, 2003）<sup>11</sup>、権上氏は、収益低下の危機に直面した同行が、自身の銀行券発行特権を更新するための世論対策も相まって、支店網の拡大と、銀行家を介さずに産業企業を直接の借主とした直接割引に乗り出したことを強調している（権上、2003）<sup>12</sup>。他方で西村氏は、地方銀行が民間信用機関との競争の中で消滅しつつある地方では、フランス銀行は直接割引を伸張させ、逆に地域銀行が競争に耐えている地域では、再割引を積極的に行ったことを指摘している（Nishimura,

---

10 中川洋一郎『フランス金融史研究—「成長金融」の欠如—』中央大学出版部、1994年1月、114頁。

11 Lescure (Michel), 《La formation d'un système de crédit en France et le rôle de la banque d'émission (1850-1914): approche compare》, Feiertag (Olivier) et Margairaz (Michel) (dir.), *Politiques et pratiques des banques d'émission en Europe (XVIIe-XXe siècle). Le bicentenaire de la Banque de France dans la perspective de l'identité monétaire européenne*, Albin Michel, 2003, pp.156-157 and pp.131-148.

12 Gonjo (Yasuo), 《La Banque de France et la décentralisation du crédit (1880-1914)》, Feiertag et Margairaz, *Ibid.*, pp.156-157.

1995)<sup>13</sup>。以上の研究は、競争に対する同行の多面的な対応を明らかにしていると言える。

しかし、フランス銀行の公的機能に焦点を当てるならば、同行の設立を規定した最初期の諸法において、既に同行は公的利益を追求すべき存在として位置づけられていた。そのため、国庫への貢献や支店網の拡大が義務付けられ、このことは同行の歴史の中で主たる特徴を形成した。のみならず、革命以前からインフレの苦い記憶によって彩られるフランスにおいて、同行の理事たちは、上記の他銀行との競争に直面して、フランス銀行自身の業態の拡大や支店網の拡大遂行したかに見えたが、融資条件の緩和や銀行券の流通拡大に対しては、たとえこれらが国家から要請された場合においても難色を示し、時には強く抵抗した。

表1：1913年12月31日時点における主要金融機関の投資有価証券 (portefeuille-titres) と資本参加 (participations financières) (単位：100万フラン)		
	投資有価証券	資本参加
クレディ・リヨネ	8.9	
ソシエテ・ジェネラル	46.8	69.8
パリ国民割引銀行	7.5	5
パリバ	95	64.9
パリ・ユニオン銀行	51.3	22.9
(注) クレディ・リヨネのバランスシートには「資本参加」の項目はないとされる。		
(出典) Théry (André), <i>Les Grands Établissements de Crédit Français. Avant, Pendant et Après la Guerre</i> , Ernest Sagot, 1921, p.40.		

表2：1913年12月31日時点における主要金融機関の割引手形 (portefeuille-effets) と預金 (普通預金及び一覧払い・ユーザンス付き当座預金) (単位：100万フラン)		
	割引手形	預金
クレディ・リヨネ	1,518	2,221
ソシエテ・ジェネラル	971	1,792
パリ国民割引銀行	1,004	1,414
パリバ	121	346
パリ・ユニオン銀行	89	139
(注) クレディ・リヨネのバランスシートには「資本参加」の項目はないとされる。		
(出典) <i>Ibid.</i> , pp.9-11.		

13 Nishimura (Shizuya), "The French Provincial Banks, the Banque de France, and Bill Finance, 1890-1913" *The Economic History Review*, v.48, Aug., 1995, p.547.

## 第2節 発券銀行による農業融資 —フランス銀行とナポリ銀行の例—

### 2-1 フランス農業問題の概観

フランス銀行は創立期より既に、「私的利益」(l'intérêt privé)のみならず、「公的利益」(l'intérêt public)の増進を担わされた「公的銀行」(Banque publique)として法的に位置づけられていた<sup>14</sup>。この性格が、上記に見られる同行の業態変化をもたらした一因と考えられる。実際、これまでに見てきたように、フランス銀行の場合、発券銀行として、正貨準備率や銀行券発行額の動向を重視し、インフレに対する警戒を常に怠らなかつた。このような懸念には、ジョン・ローにより確立された発券制度の失敗や、フランス革命期におけるアッシニャ紙幣の乱発に伴うインフレと社会混乱の経験が影を落としていた。このため、同行の与信業務では常に、「慎重さ」(prudence)が求められていたことが、同行の意思決定機関の一つである理事会の議事録から読み取ることができる。上述のように、こうした業務運営は、民間信用機関とは明確な違いを生み出している。しかし、フランス銀行の公的性格は、発券業務における慎重さのみに留まらず、逆に、いわばインフレ的業務においても見られる。つまり、特権更新法に見られるように、同行は政府・議会・経済界より、支店網の拡大のみならず、様々な業態の拡大を、公的貢献として義務付けられてきた。たとえば、農業融資への貢献は、1897年に成立した特権更新法の主たる特徴をなしている。

フランスにおける農業問題は、経済社会に深く関わる性格を有していただけに、政治や制度のレベルでも活発に議論されてきたことで知られる。この意味で、農業問題は歴史的問題でもあった。まず、農業問題は、フランス革命における重要なファクターの一つとして、革命史研究において、G. ルフェーヴル (Goerges Lefèvre) 氏や高橋幸八郎氏をはじめ、日仏、そして東欧の歴史家たちの間でも中心的テーマをなしていた。問題意識の背景をなしていたのは、農業問題と深く関わる当時の農民の存在形態である。ここで

---

14 *Lois et statuts qui régissent la Banque de France*, Imprimerie Paul Dupont, 1931, p.7.



は、ナポリ銀行調査報告書を検討するに当たって、まず近代におけるフランス農業問題を、遅塚忠躬氏の研究に基づきながら<sup>15</sup>、農民・農業の実態との関係の中で概観する。

M. ブロック氏 (Marc Bloch) によると、16 世紀からフランス革命前にかけてのフランスにおける農民の存在形態として特徴的な点は、大土地所有と農民的小土地所有との併存にあった。このうち前者においては、農民の土地保有権は、それが強化されることにより事実上の所有権に近くなっていたこと、商人や金融業者間も含め土地の売買や賃貸借が盛んとなり、富農の地主化と貧農の小作化も進行していたこと、以上の経緯から小規模な小作農が展開していったことなどが具体的に見られたとされる。17 世紀末以降には、北フランスの先進地域では、「資本主義的大借地農業経営」が展開され、これが近代フランスにおける特徴的な傾向の一つを形成したとされる。ただし、このような北部においても、地主的反動が生じ、地主と小作農の関係が強化されていた。これに対して、ロワール川以南とブルターニュ地方を合わせたフランス中・南部地域は、「資本主義的経営」の点で後進地域として位置づけられている。フランスの小作制度は、定額の貨幣や定量の現物を小作料として支払う「定額小作」(fermage) と、地主と小作農の間で収穫を分けあう「分益小作」(métayage) からなる二つの制度を特徴としていた。いずれが行われるかには、小作農の経営能力が大きく関係しており、富裕な小作農の場合には前者が、小作農が貧困にある場合には後者が採用される傾向があったとされる。地域区分の観点では、北部において前者、中・南部においては後者が採用される傾向があった。

以上のような地域間の特徴の存在に加え、フランス農業に特徴的な点は、経営規模の小さな農民が非常に多く存在したことである。18 世紀以降、北部では、自立した経営が不可能である 5 ヘクタール以下の経営地を持つ過小農としての貧農群が、経営農民の 60% から 90% にも達し、また、北部の地域間でも大きな相違が見られたとされる。他方、18 世紀以降の中・南部で

15 遅塚忠躬『ロバスピエールとドリヴィエーフランス革命の世界史的位罫一』東京大学出版会、1986 年 11 月、159-191 頁。

は、小作農の状態が悪化し、分益小作がさらに小規模化していた。すなわち、地主の所有地を一括して「総小作請負人」(fermiers généraux)が請負い、これを数個の分益小作地に分けてそれぞれを分益小作農によって小作経営させる仕組みが普及した。そして、総小作請負人の介入によって、他の小作農の負担が過重されたとされる。中・南部におけるかような制度変化がもたらしたのは、小作農の小規模化と貧農化であったと言える。以上のような基本的な傾向が継続された要因は、領主制の強化のみではなかった。絶対王政に固有の政策に起因する国王主体の租税によって農民の負担が増し、さらに、イギリス工業製品に対する輸入関税の引き下げを特徴とする1786年英仏通商条約によって、フランスの工業発展が阻害され、農民の土地への還流が生じ、農民の零細な土地所有状況が維持されたことが指摘されている。

フランス革命の重要な一要因をなす農民運動は、以上のような農民の危機的状況への彼ら自身の反応として位置づけられている。しかし、フランス革命は、封建的諸特権の廃止を通じて農民の土地所有を保証し、多くの自営農民を創出したとはいえ、農民の零細な経営規模やその能力、したがってまた、農民の経済的状況を根本的に解決したわけではなかった。A. グラン(André Gueslin)によると、19世紀後半以降においても、フランスの農業問題の解決が政策レベルで常に試みられてきた。たとえば、上述のクレディ・フォンシエと、1861年に設立された「クレディ・アグリコル」(Société du crédit agricole)は、政府の介入を通じて設立されたことから、農業への政策的支援策の一つとして挙げられる<sup>16</sup>。19世紀前半における農業問題への政策的取り組みの延長上で成立した両行の経営は、零細な農業への支援には必ずしも帰結しなかったとはいえ、その後、多くの農業向け銀行や大衆向けの銀行が、全国に設立された<sup>17</sup>。

クレディ・フォンシエの資本金は60,000,000フラン、業態は預金業務と不動産の所有主への短期ないし長期の不動産抵当融資からなり、抵当証券を発行し譲渡することも可能だった。さらに、政府の認可を条件として、抵

16 Gueslin (André), *Les origines du crédit agricole (1840-1914)*, Nancy, 1978, p.103.

17 *Ibid.*, pp.103-115.

当融資、土地の改良、農業の発展、不動産関連債務の返済などの促進を目的とした他の業務を営むことも可能だった。同行の運営が、国家の任命に服する1名の総裁と2名の副総裁によって担われ、一部の国庫関連業務も同行において行われていた事実は、政府との関係性の点でフランス銀行と類似しているが、クレディ・フォンシエの場合は、3か月支払期限の商業手形の割引を原則としていたフランス銀行とは、業態の点で明らかに異なる。実際の業務については、クレディ・フォンシエは全国に支店を展開したが、1853年から1883年までの間、都市向けの融資が45,000件に上ったのに対して（総額2,500,000,000フラン）、農村向けについては17,000の件数に留まった（総額600,000,000フラン）。1913年においても、都市向けの融資総額は5,284,000,000フランに上ったのに対し、農村向けは1,374,000,000フランに留まっていた。さらに、借主の側では、農業セクター以外への投資を目的とした借入れも行われていたとされる。また、貸付利率もしばしば5%以上に上っていた。

いま一つの金融機関であるクレディ・アグリコルについては、設立案の段階では、フランス銀行との取引関係が想定されていた<sup>18</sup>。クレディ・フォンシエと並んで、農業融資を行う銀行の設立を提案したのは、財務大臣やクレディ・フォンシエ総裁、そしてフランス銀行総裁を歴任していたジェルミニー卿（comte de Germiny）である。この段階では、当該銀行が農業者の手形に裏書し、これをフランス銀行で割り引くことが想定されていた。当時は、地方において凶作に見舞われていたこともあり、クレディ・フォンシエやナポレオン三世の後押しや、鉄道会社など民間セクターや省庁による議論を受けて、クレディ・アグリコルが設立されるに至ったが、それ以前より長きに渡って行われてきた農業融資に関する議論もまた、設立の歴史的背景として指摘されている<sup>19</sup>。

フランス銀行に比して、クレディ・アグリコルの業態に関する制度的特徴として際立っているのは、後者への国家の介入の程度である。同行の設立に

---

18 *Ibid.*, p.107.

19 *Ibid.*, pp.106-107.

関する協定第2条では、収益が不十分な場合には、運営費や払込自己資本金に付帯する4%利率の利子が国家によって支払われることが規定されている。このような規定は、少なくとも、第一次大戦前のフランス銀行に関する諸法には存在しない。このような介入に関する規定に関して、ゲランは、「自由主義が支配的な時代」における「大胆さ」を指摘している。介入は、クレディ・アグリコルが農務大臣やセーヌ商業会議所、そしてセーヌ商業裁判所に対して、半年ごとに営業報告書を提出することが義務づけられていたことにも表れている。

国家の介入の一方で、クレディ・フォンシエと同様、クレディ・アグリコルもまた株式会社の形をとっている。創立資本金は20,000,000フランとされたが、1865年には政府の認可を経て、40,000,000フランへと増資された。クレディ・フォンシエとクレディ・アグリコルの場合、上に見たように国家の介入を受ける特殊な機関であっただけでなく、後者の総裁・副総裁職を、前者の総裁・副総裁が兼ねる形をとっていた<sup>20</sup>。同様に、株主総会から選出される理事会 (conseil d'administration) もまた、クレディ・フォンシエの理事たちが支配的な位置を占めたとされる。なお、クレディ・アグリコルの理事には、A.フルド (Adolphe Fould) やC.マレ (Charles Mallet) といったフランス銀行と深いつながりを有していた銀行家だけでなく、同行と対立関係にあったE.ペレール (Émile Pereire) などが名を連ねている。

クレディ・アグリコルの業態において特徴的な点は、その定款において、「少なくとも2名署名を備えた手形しか割り引かず、またこのような手形しか保証しない」と規定されている点である。フランス銀行よりも緩和的な他の与信条件としてはさらに、3年の期限を超えない支払期限が設定され、更新が可能とされている点、単名手形の割引の場合は、1名の署名が質などにより保証されていなければならない点などを挙げることができる。フランス銀行の場合には、基本定款では3か月支払期限が原則とされ、さらに、後の諸法により、3名署名のうち1名のそれが、様々な担保で代替されうること

---

20 *Ibid.*, p.109.

が規定されている。

クレディ・アグリコルは、設立後間もなく地方に展開している。一つは、銀行家や農村の地主をコレス先とした形であり、1867年には彼らの数は423に上った。さらに、地方への出店も行われ、1870年12月31日の時点での地方支店数は17に上った。そのほか、会社創立や株式投資にも乗り出したとされる。広く知られた例としては、ムラン（Melun）に設立された「セーヌ・エ・マルヌ農業銀行」（Comptoir agricole de Seine-et-Marne）があり、同行の役割は、農業者の商業手形を裏書し、これをフランス銀行で割り引くことにあったとされる。

しかしその後、クレディ・アグリコルの経営は逸脱し、破綻に至ることになる。1876年には、借方に対する貸方の超過額が、少なくとも22,000,000フランに及ぶことが、財務省により指摘され、同行をクレディ・フォンシエに吸収合併することが模索された。吸収合併は、1876年に両行の株主により、1877年には、1月23日の政令により承認され、1878年には終えられた。

ゲランによると、クレディ・フォンシエの破綻の最大の要因は、同行による投機にあったとされる。まず、支店によって行われた融資に起因する損失は21,000,000フランに上ったが、この損失の原因は、蒸留酒や土地をめぐる投機事業、そして、トルコ系銀行家との非生産的な業務にあったとされる。そのほか、石炭や蒸留酒関連事業に伴って生じた4,000,000フランの以上の損失、運河運営会社への融資に起因する多額の損失などが指摘されている。

クレディ・アグリコルは、投機事業だけでなく、株式投資においても多くの損失を出している。たとえば、彫刻美術館関係の大理石や銅、石油関連事業会社への株式投資において、6,500,000フランの損失が生じ、さらに外国においても、とくにエジプトへの株式投資において多額の損失が生じたとされる。

以上に見られるように、クレディ・フォンシエ及びクレディ・アグリコルと、フランス銀行の間には、与信条件と業態に関して厳然たる相違点が存在していた。しかし、19世紀末以降の農業融資に限ってみれば、1897年特権

更新法により、同行は国家への上納金を支払い、これが農業信用機関の設立・運営に用いられることなどを通じて、間接的な形で農業発展への貢献を義務付けられるに至る。さらに、フランス銀行による農業へのコミットは、こうした間接的な形に留まらず、農業組合が持ち込む手形の割引など、様々な局面に及んでいた。このような業態と関わる具体的な方針については、後述する総裁パランの覚書における一般的なそれを除いては、同行の理事会議事録などでは、必ずしも明らかではない。次節では、フランスの農業問題をめぐる同行の課題認識を、他国の発券銀行による農業融資に関する調査報告書を基に考察していく。

## 2-2 ナポリ銀行預金金庫部に関する調査報告

### —イタリア農業問題と農業融資—

1913年、フランス銀行は他国の信用機関の調査を目的として、5月26日から6月9日にかけて、スイス、ミラノ、オーストリア＝ハンガリー（ウィーン、ブダペスト）に調査団を派遣している。フランス銀行には、調査団による同行総裁に宛てられた各種の報告書が残されている<sup>21</sup>。調査団は、これらの諸国で29に上る信用機関を訪問し、そのうち、スイスでは15行、ミラノでは2行、ウィーンでは9行、ブダペストでは3行を調査している。ただし、ナポリについての調査概要は残されておらず、次に述べるナポリ銀行の農業融資調査のみが残されている。

ナポリ銀行の調査報告書は、「イタリア南部における農業融資、及びこの種の融資の組織化、機能、発展におけるナポリ銀行の役割に関する覚書」の題名で、次のように構成されている。①「イタリアにおける農業融資の地域主義的（régionaliste）特徴」、②「立法」、③「ナポリ銀行預金金庫部（Caisse d'épargne de la Banque de Naples）による農業融資の組織化」、④「ナポリ銀行預金金庫部により運営される農業融資地方金庫（Caisses provinciales）」、⑤「融資（crédits）の配分」、⑥「融資（prêts）の目的」、

---

21 Archives de la Banque de France (ABF), 1069200401/239.

⑦「融資保証」、⑧「融資の上限額・期間・利率」、⑨「財政的優遇措置 (faveurs fiscales)」、⑩「農業者に求められる手続き」、⑪「農業融資の発展のためのナポリ銀行預金金庫部の尽力」、⑫「ナポリ銀行預金金庫部の尽力の結果」。覚書は、イタリアにおける農業融資の中で、どのような特徴に着目していたかを知る上で重要と言える。

なお、イタリアの銀行制度については、1926 年法に至るまで、発券銀行が多数存在していたという点で、19 世紀中葉に地方発券銀行が全てフランス銀行に吸収合併されたフランスの事情とは大きく異なる。イタリアにおけるこうした状況は、イタリア王国の成立史と深く関係している。1861 年の統一以前、サルディニア銀行やトスカナ銀行、バルマ銀行、法王領銀行、そしてナポリ銀行など、分立したそれぞれの国家内に独自の発券銀行が存在していた。統一後、一部の発券銀行が吸収合併され、イタリア政府もまた、銀行券の重複発行を除去するために単一の発券銀行としてイタリア銀行の設立を試みた。しかし後者の試みは挫折し、複数の発券銀行が存在し続けた。

他方でフランスにおいても、19 世紀前半については、発券銀行の単一制が絶対的な制度として確立されていたわけではなかった。1848 年におけるフランス銀行への吸収合併に至るまで、地方には、リヨン銀行、ルーアン銀行、ボルドー銀行、ナント銀行、リール銀行、マルセイユ銀行、ル・アーヴル銀行、トゥールーズ銀行、オルレアン銀行、そしてリモージュ銀行といった地方発券銀行が存在していた。これらの吸収合併後においても、上述のペレール兄弟によって運営され、銀行券発行機能を有したサヴォワ銀行 (Banque de Savoie) が 1861 年から 1864 年まで活動するなど、フランス銀行の銀行券発行特権の独占的地位は、引き続き脅かされていた。

しかし、サヴォワ銀行以後は他の発券銀行は設立されることはなかった。背景には、複数発券銀行制度に対立するフランス銀行の立場があった。たとえば、第二帝政期、ペレール兄弟が銀行券流通量の大幅な拡大を志向し、こうした理論の上に複数発券銀行制度を位置づけていたのに対し、フランス

銀行は、逆に正貨準備率の健全性やインフレの回避を重視していた<sup>22</sup>。また、近代における同行の中核的な意思決定機関である理事会（Conseil général）において主導権の一角を握っていたのは、上述のオート・バンクであり<sup>23</sup>、彼らの多くは、健全財政やインフレを回避することを目的とした抑制的な発券制度を志向していた<sup>24</sup>。オート・バンクは、サン・シモン主義を信奉するペレール兄弟と、「信用の民主化」を標榜するクレディ・モビリエに代表される信用制度のあり方に対してのみならず、鉄道事業や銀行業など様々な局面で、攻防を演じたことで知られる。

ではなぜ、19世紀後半以降、単一発券銀行制度が採用され続けたフランス、特にフランス銀行において、複数発券銀行制度を持つイタリアにおける農業融資がモデルとして検討されたのか。複数発券銀行制度と農業融資という一連の体系は、かつてフランス銀行が忌避していた通貨の過剰発行をもたらすだけの、一層問われるべき疑問点として浮かび上がる。以下ではまず、報告書の内容を検討していく。

### ① 「イタリアにおける農業融資の地域主義的特質」

ここでは、イタリアの農業融資の本質的な特徴が、「地域主義的」組織にあるとされる。この用語の前提にあるのは、コンテキストから判断する限り、主にイタリアの土地所有形態であると考えられる。まず報告書によると、イタリア半島北部では、南部とは異なり、多くの「小規模な協同組合」（*petites coopératives*）が「ほぼ自生的に」（*façon presque spontanée*）つくられているとされる。そしてこのことは、南北における土地の性質と所有形態の相違によって説明される。具体的には、前者の点については、北部では、南部よりも天候が不順で温暖ではないものの、降雨が多く、耕作が容易

22 Plessis, *op. cit.*, pp.40-41.

23 フランス銀行理事会議事録上では、オート・バンクの中でも、特にロッチルドが、「年長者」（*doyen*）として長年に渡り強いイニシアティブを発揮していたことを見て取ることができる。ABF, Procès-verbal du Conseil général.

24 Plessis, *op.cit.*, p.56.



に行われ収穫にも恵まれている。また、古代ローマにおいて見られた大土地所有制、すなわち「ラティフンディウム」(latifundium)は見られず、小土地所有に基づいた自営農業 (exploitation pour le compte du propriétaire) が広がっている。ちなみに、「分益小作」(métayage) も見られるが、これらは首尾よく組織されているとされる。

他方、南部では沼地や荒地が多く見られ、「大土地所有」(grande propriété foncière) が支配的となっている。しかもその経営には、次のような点で看過できない欠陥が多かった。すなわち、土地が「小作農」(fermiers) に賃貸しされ、小作農はそれらを貧困者に「又貸し」(sous-louer) する。小作農はかくして、貧困層を「搾取している」(exploiter) とされている。他方、小土地所有が存在しているとしても、著しく細分化されており、農業労働者の条件は最悪の状態となり、労働力不足も引き起こされている。したがって南部では、農業融資が最大限の貢献をなしており、且つ南部の状況は、立法者が「介入する」(intervenir) 動機の背景をなしていると考えられている。次に見るような農業融資関連立法が、「明瞭に地域主義的性質を有した立法」として位置づけられている根拠は、相対的に発展した北部よりも、以上のような南部農業の諸課題を解決する意図にあった。

報告書が、南部の状況に着目した理由については、次のように説明される。まず、上述のように、近代のフランス農業の主たる特徴として、小規模な土地所有を基盤とした零細な自作農と、高率の小作料を課された分益小作農が広範に存在しているという事実があった。報告書が指摘しているような南部における状況は、フランスのそれと類似の性質を有している。したがって、両国の解決されるべき農業の課題が、報告書の意識の根幹にあったと考えることができる。この場合、報告書が志向する「農業融資の地域主義的性質」とは、農業発展の諸条件に恵まれたイタリア北部における「自生的に」形成された農業組合を主体とするものもさることながら、これが不可能な地域における「上からの」信用制度整備にあったと見なすことができる。

## ② 「立法」

報告書は、イタリアの農業融資関連立法として1887年1月23日法を取り上げている。1887年法は3章からなる。序章では、農業者が自身の収穫物と農業用具を、「それらの保管を行いながら」、質とすることができる「特権」(privilège)が規定されている。次に第2章では、農業の改善のための融資促進、「抵当権設定」(constitutions d'hypothèques)の促進、そして、改善に起因する最大価値の抵当に対する「先取特権」(privilège)を貸主に与えることが規定されている。なお、この先取特権は、抵当権者のそれよりも優先されるとされている。最後に第3章では、土地改良を目的とした融資を行う信用機関が「土地証券」(obligations foncières)を発行することが認められている。

しかし、1887年法の施行から5年が経過しても、当該法律に基づいた融資件数は限定的に留まったとされる。その原因は、上述の貸主の先取特権よりも、地主のそれが優先されたためである。その結果、小作農などが抵当権を設定できなかつたとされる。さらに、費用や手続きの煩雑さも障壁となっていた。なお、北部では、多くの小規模な地方農業融資金庫と「協同組合」(sociétés coopératives)が首尾よく機能しているのに対して、南部では、協同組合の活動は見られず、高利貸しすらはびこっていたとされる。

こうした状況に鑑みて、立法措置はその後も採られ続けている。1901年7月7日法では、南部全土とサルデーニャ島を対象として、ナポリ銀行預金金庫部による農業融資の組織化が試みられている。続く諸法では、より同質的かつ限定された地域を対象として、その地の需要に適合的な措置が模索された。加えて、これらの諸法において特徴的な点は、「中央組織」(organe central)を設立し、地方機関を通じて農業融資を需要に応じて行き渡らせることが志向されていたことである。このような制度を基に、カラブル、バジリカータ、シチリア、そして、ラティウムでは、農地における住宅建設のための融資が行われた。そして、家畜購入向け融資が、ラティウムとシチリアで3年を支払期間として、マルケとオンブリーでは5年、その他の地域では2年を支払期間として行われた。

### ③ 「ナポリ銀行預金金庫部による農業融資の組織化」

銀行預金金庫部を中心とした農業融資制度は、次のような形で法的に具体化されている。まず同行は、その預金の10分の2を農業融資に充てることが認められた。ただし、農業者は直接的に融資を享受することはなく、地方の小規模機関を通じた間接的な形でこれを受ける。ここで想定される小規模機関とは、「農業団体」(consortiums agraires)、「農業融資金庫」(caisses de crédit agricole)、「人民銀行」(banques populaires) などからなり、これらは最貧困層にとってアクセス可能であり、預金金庫部と借主の間の仲介として機能することが想定されている。1912年12月31日時点では、この種の諸機関は、南部とサルデーニャで1855を数えるに至った。しかしこれらのうち938のみが、預金金庫部により「良好と判断され」たに過ぎなかったとされる。なお、これらの地方機関の大半は、「匿名協同組合」(sociétés coopératives anonymes)、もしくは「合名会社の形で」(en nom collectif) 成立したとされる。

### ④ 「ナポリ銀行預金金庫部により運営される農業融資地方金庫」

次に、1906年7月15日法に基づき、各地における地方金庫の設立が想定されている。同法では、地方金庫の資産の形成に、国税としての「不動産税」(impôt foncier) が財源として充てられている。その額は決して少額ではなく、税収の3割が地方金庫の増資に充てられ、創立資本金は不動産税収の半額に相当していたとされる。この金額は、1905年の時点で、11の州において10,017,298フランに上っていた。さらに、「預金・長期融資金庫」(Caisse des dépôts et prêts) による地方金庫への融資と<sup>25</sup>、これに対する地方金庫の漸次的返済も法的に認められ、利率は当初の4%から3.5%に引き下げられた。以上の制度を基に、実際の農業融資の運用例として、「バンコ預金金庫」(Caisse d'épargne du Banco) が、南部5州とサルデーニャの2

---

25 報告書では、預金・長期融資金庫は国家により管理ないし運営される機関であり、フランスの「預金・供託金庫」(Caisse des dépôts et consignations) と類似の組織と位置付けられている。

州において自己資本に基づいて農業融資を展開し、その他の南部11州では、地方金庫を介した農業融資が展開されていることが記録されている。

#### ⑤ 「融資の用途」

預金金庫部が農業融資を行う方法は、次の三つからなる。一つは、農業者によって地方機関宛てに振り出された手形の再割引。次に、これら地方機関が自身の業務に必要な資金を確保するために振り出される為替手形を、預金金庫部が直接に割り引くことによって。最後に、預金金庫部は、農業者が地方機関に赴くことができない場合において、彼らの手形を直接的に割り引くことができることとされている。ここでは、フランス銀行が頻繁にその是非について議論の俎上に上げている、資金の融通を目的として振り出される金融手形や直接割引が、積極的に容認されている。農業融資における金融手形割引の性格は次の項目にも顕著に表れている。

#### ⑥ 「融資の目的」

預金金庫部による手形割引は、次の目的に基づいた手形を対象としている。第一の категорияとして、肥料購入・播種・耕作・収穫など一連の農作業の遂行に必要な手形の振り出しが挙げられている。第二に、耕作時における労働者の雇い入れを目的としたもの。三つ目に、家畜・農機・農業用具の購入の促進を目的としたもの。最後に、農産物を担保とした融資を起因とした手形。なお、農産物の寄託の目的として、物価が低下している状態の中で、農業者が自身の農産物を収穫時に売却してしまうことを防ぎ、適時売却を行わせることが指摘されている。

#### ⑦ 「融資の担保」

農業融資の担保には、イタリア民法典 1958 条に基づいた「法的な」先取特権が適用される。これは、「賃貸人（あるいは地主）」(bailleur) の先取特権よりも優先され、農業信用機関に対して、合法的に認められたものである。ただし、司法上の判例は、これに対して厳しい制限を設けていた。すな

わち、地方金庫によって貸し付けられた資金が、手形上に明示された用途を有していなければ、こうした先取特権は許されなかったのだが、実際の用途を証明することを義務付けられたのは融資機関であり、これが「絶対的に不可能な証明」だったからである。しかし、このような状況を打開するべく、ナポリ銀行の働きかけにより、この証明を不要とすることが法的に規定されるに至った。

他方、家畜等の購入を促進するための融資においては、法的な先取特権は認められず、収穫物・家畜・農機具に対する「協定による」(conventionnel)先取特権の可能性は保留される形となっている。具体的な協定の形式については、書面によるものとされ、当該証書は抵当関係機関に登録されることとされた。実際には、協定による形が用いられることは、登記費用などが免除されたにもかかわらず、極めて稀であったとされる。

次に、農産物の寄託に基づいた融資については、農産物が質の性格を持つためには、融資機関の倉庫に実際に寄託されていなければならないものとされた。

#### ⑧ 「融資額の上限・期間・利率」

農作業と関連した融資については、その上限額、支払期間、利率のいずれも変更可能なものとされた。上限額については、各借主の個別案件で1,000フランを超えてはならないものとされていたが、ナポリ銀行支配人の決定により5,000フランへの上限変更が可能とされた。支払期間については1年とされたが、3年以上も可能となっている。次に、倉庫に寄託された商品を担保とした融資における利率は、寄託証書記載の額面の5%とされ、支払期間は6か月ごとに更新可能とされている。預金金庫部は、法的には4%を超える利率は要求できないものとされたが、地方機関に関しては6%の上限も可とされた。

#### ⑨ 「財政的優遇措置」

地方の農業信用機関の設立の促進のため、1901年法では、財政上の優遇

措置が規定されている。すなわち、当該会社の創立や業務に関わる証書作成に伴う印紙税や登記費用、抵当登記に伴う費用などが免除され、さらにその「収益」(bénéfices)は「動産税」(impôts sur la fortune mobilière)も免れていた。借主である農業者もまた、優遇措置を受けていた。すなわち、農業者が振り出す手形は、「無印紙」(papier libre)に基づいて作成されることがされ、協定による先取特権に関する証書は、無料で登記され、抵当事務局において写しが登記されることがされた。最後に、「信用機関」(instituts)には、農業融資に際しては、各融資案件の登録に伴う証書作成に関して、印紙税や登記費用が半額の免除を受けることがされた。

#### ⑩ 「農業者に求められる手続き」

農業者が、農業信用機関に融資を求めるときには、その用途を明示しなければならない。また、その書面には、土地所有者、小作農などといった農業者の身分や、時には収穫物の取り分などが記載されるものとされた。ただし地方金庫は、一般的に見られるように、借主の状況について精通している場合には、以上のような手続きを免れることが可能とされた。

#### ⑪ 「農業発展に向けたナポリ銀行預金金庫部の尽力」

ナポリ銀行預金金庫部による農業融資は、順風満帆に遂行されたわけではなかった。一つの障害は、農業融資への農業者の無関心と、地方金庫が対立していた高利貸しが抱く警戒心である。前者については、識字率が非常に低かった南部において深刻だったとされる。農業融資が信頼を得て、貧困層にまで恩恵をもたらす必要があるが、このためにナポリ銀行は、様々な措置を講じてきたことが述べられている。一つは、刊行物を通じた農業融資の知識の普及だが、これは一定の成果を見たとはいえ、効果は限定的なものに留まった。次に、同行が地方金庫の設立に注力した点が挙げられている。地方金庫は経営ノウハウを蓄積し、さらに、合資会社としての「農業金庫」(Caisses agraires)のために業務規則を刊行し、「特別考査役」(inspecteurs spéciaux)を市町村に派遣することで、農業金庫の設立を支援したとされ

る。地方金庫の関わりは組合にも及び、南部の組合の大半に対して、農業信用仲介機関の設立を促すことも行っている。事実、1902年以降、1700人の市長がこうした打診を受け、その数は、1912年には220人に上ったとされる。こうした尽力の結果、合資会社の形による地方金庫の設立数は絶えず増加することとなった。南部とサルデーニャにおける地方金庫の数は、1902年における10行より、1905年には32行、1909年には71行へと増加している。

なお、「移民の回帰による資本流入の恩恵を受け」(grâce aux capitaux des émigrants de retour)、小規模土地所有農民からなる「中間層」(classe moyenne)が、南部において次第に形成され、その結果、農業信用機関の発展が見込まれるとの報告がなされている。

#### ⑫ 「ナポリ銀行預金金庫部の尽力の結果」

1902年6月10日に預金金庫部が農業融資を開始した直後の同年12月31日には、同行と取引関係にある「地方金庫」(instituts)は50に過ぎず、融資総額は734,500フランを記録していた。しかしこれ以降、顕著な発展傾向が見られ、1912年には融資総額は、579の地方金庫に対して18,639,100フランに上った。融資件数も順調に伸び、1902年における融資額143,891フランに対して540の件数に留まっていたが、1912年には、9,353,833フランの融資額に対して、18,636件に上った。

次に融資額の内訳について。預金金庫部が農業融資を始めてから11年の間に、融資総額は47,766,696フラン、融資件数は100,037に上った。そのうち、耕作に必要な資金としての融資額が22,051,135フラン(80,999件)、家畜・農業用具購入向けに9,625,794フラン(16,692件)、寄託農産物を担保とした融資額は4,931,308フラン(707件)、地方金庫により持ち込まれる手形の割引額は11,158,457フラン(1,639件)、そして、法的な先取特権によって保証された融資額は22,051,131フラン、協定の形における先取特権によって保証された融資額は9,625,964フランに上った。

農業融資額が伸びる一方、「不渡り手形」(effets impayés)については、

1912年に8,950フランであり、極めて僅少な額と位置付けられている。

次に「収益」(bénéfices)については、1902年から1912年にかけての「粗利益」(total brut)は、預金金庫部の農業融資に関しては215,189フラン、地方金庫の農業融資においては247,277フランに上ったとされる。なお、これらの粗利益を生んだ貸出利率は、預金金庫部において3.5%、地方金庫においては、平均5%となっている。この利率は、当時の高利貸し(「60主義者」(sessantistes)が要求していた60%という法外な利率と比べると、一般利率の低水準化に大きな効果を持っていた。したがって、預金金庫部の農業融資は、営利と公的使命の両面に適っていたことになる。なお、フランスにおいても、地方における高利の抑制は重要な課題であり、フランス銀行の地方における支店網の拡大と、同行の低率の割引率は、こうした課題への一つの対応策として知られている。したがって、高利の抑制という論点においても、フランスとイタリアでは共通していたことになる。

最後に資金調達に関して。地方金庫は自己資本と預金による金融を主としていたが、不足時にのみ、預金金庫部に「赴いた」とされる。つまり地方金庫は、預金金庫部より資金調達を行っていた局面も存在したことになる。

以上を基に報告書は、発券銀行としてのナポリ銀行の機能について次のように結んでいる。報告書の執筆者であるフランス銀行検査役が、他国の発券銀行の農業融資の可能性を積極的に見出している点は、フランス銀行による農業融資の拡大が、「国民的繁栄」(propriété nationale)の下に志向されていることを示している。

「我々にとっては、一個の発券銀行が、適切に管理され、且つ公権力の支えと民間人の信頼に恵まれているときに、この銀行が国民的な繁栄にもたらしうる直接的な影響を示すことは興味深いことでした。」

### 2-3 シチリアにおける農業融資

報告書では、預金金庫部の営業に付随して、シチリア銀行のそれについても言及されている。そこでもまた、利子率の引き下げなどの公的重要性が強



調されている。報告書執筆の数年前においても依然としてシチリアでは、イタリアの他地域よりも高利貸しが支配的であり、利率は25%から100%、そして時として、播種に必要な少額融資においては1,000%にまで及んでいたとされる。

かような地で頼りとされていた収入源は、農業ではなく、域外の移民によるシチリアへの送金であったとされる。これにより「状況は改善し」、農業信用金庫が設立された。1906年3月26日法では、「シチリア銀行」(Banque de Sicile)は、ナポリ銀行預金金庫部に類似した使命が託されていたとされる。①まず、農業融資を担う特別の部局がシチリア銀行にはあり、2,000,000フランの資金を割り当てられていた。②さらに同部局は、3,000,000フランの融資を、当地の公的預金金庫である「ヴィクトール・エマニュエル預金金庫」(Caisse d'épargne Victor Emmanuel)から受けていた。③最後に同部局は、シチリア銀行の預金額の10分の3を農業融資業務に用いることが認められていた。

以上に見られるように、フランス銀行は、ナポリ銀行の農業融資に関する詳細な調査を通じて、当該融資に関する研究を蓄積していた。フランスとイタリアに共通した農業構造に関して存在していたと考えられる報告書の課題意識は、株式銀行としての営利追求というよりはむしろ、農業の救済ないし発展を志向する方向性を示していると言える。

### 第3節 アイランドにおける農業融資政府委員会報告

#### 3-1 フランス銀行農業融資の概要

農業融資の重要性は、フランス銀行やナポリ銀行のみに限られていたわけではなく、国際性を帯びている点が特徴的と言える。下記のケースは、フランス銀行による他国の農業融資研究ではなく、他国による同行の農業融資の研究であり、農業融資におけるアイランド政府と同行の直接的交流を示している。以下では、同国における「農業融資政府委員会」報告書のフランス

語版の抜粋の要点を示していく<sup>26</sup>。なお、当該報告書の作成年次は記されていないが、下記の内容から類推する限り、1911年頃と考えられる。

報告書ではまず、フランス銀行による農業融資が、「小規模農業者の信用需要に関して、最良の例を提供している」と見なされている。その証左として、公式の統計に基づき（同行の株主総会年次報告書を指していると思われる）、小額の割引手形の多さが挙げられている。すなわち、1911年における割引手形の総額は25,242,438フランに上り、このうちパリで割引かれた手形の数については、5フランから10フランまでの額面の割引手形の数は237,512、10フランから50フランまでの額面では2,231,942、50フランから100フランまででは、1,536,126に上る。そして、100フラン以下の額面の割引手形の総数は4,218,384に上り、パリにおける割引手形の中で、50フラン以下の額面の手形の数は、およそ30%を占め、100フラン以下の数はおよそ50%を占めている。

しかし以上の数値は、中小規模営業により持ち込まれる手形の多さを示唆するものではあれ、必ずしも小規模農業者への融資を実証するものではないと見なされている。報告書は、フランス銀行事務総局長のピカール（Picard）による情報提供を受け、同行の農業融資の特徴について次のように述べている。まず、同行の諸支店には、455の「家畜肥料用勘定」（comptes relatifs à l'engrais du bétail）が存在するが、これらは小規模農業者向けの信用に属さないものと位置付けられている。割引手形の額面の内訳で見ると、5,000フラン以下の額面の手形は、77を占めるに過ぎず、残りは5,000フラン以上の額面の手形によって占められている。とくに、100,000フラン以上の額面の手形は29に上る。

以上の点は、フランス銀行による農業融資は、直ちには零細農業者向けの融資を意味するものではないことを示している。他方で報告書が強調するのは、上述のような同行の間接的な貢献である。ここでは、1911年の時点で、3,946の「地方信用組合」（société locales coopératives de crédit）が存在し、

---

26 ABF, 1397199404/40.

また、およそ 100 の地方ないし地域銀行が、これら地方信用組合によって裏書された手形を割り引き、フランス銀行で再割引を行っていることが報告されている。さらに国家による直接的支援も存在していた。すなわち、フランス銀行による国家への上納金は、1897 年から 1911 年にかけて、63,000,000 フランに上り、これらの資金を基に国家は、地域銀行に対して無利子の融資を、当該銀行の払い込み資本金の 4 倍に当たる額によって、更新可能な 5 年の支払期間を条件として行ったとされる。これは、3 か月支払期間の手形の割引を原則とするフランス銀行の原則を、間接的な形で超える形を呈していることを意味している。

再割引に加え、報告書は、手形の更新についてもピカールが次のように容認していることを記している。

「農業融資に積極的であること自体は、その手形の由来が何であれ、同行によって割り引かれる手形に 3 か月の支払期間を設定する基本的規定に何ら抵触するものではありません。この点に関して強調しなければならないのは、地域・地方銀行に残されている手形の支払期間が、フランス銀行によって許されている最大の支払期間に加算されるということであり、これは、借主に同意される信用を延長することを目的としているということでもあります。」

フランス銀行には手形の更新を事実上認めてきた例も存在するとはいえ、これを公言することは、しかも農業融資に対しては極めて珍しい。1880 年代初頭に、理事会は農業融資を忌避する姿勢を示していただけに一層、この点は際立っている。

以上に見られるように、アイルランド政府委員会報告書は、フランス銀行による農業融資を肯定的に評価しているとはいえ、それを裏付ける根拠は、必ずしも多くはない。この点は、次に示すようなフランス銀行農業融資に対するネガティブな評価にもつながっている。

「これまでに得られた多大な成功にもかかわらず、また、損失と運営に伴う費用がわずかであったにもかかわらず、我々は、ドイツのシステムに反して、トップダウンによって確立されたかに見える当該制度が深刻な欠陥を有していると考える。」

### 3-2 フランス銀行農業融資における欠点

欠点としてまず挙げられているのは、「国家の融資が得られる際の便宜」である。報告書によると、「多くの地域銀行は、国家より受ける支援を過剰に期待しているがゆえに、国家による融資を、5年を期限として返済するに十分な措置を講じておらず、また、内部留保に自動的にもたらされるべき額のほかに、預金を集める努力によって個々の資金源を創出することを怠っている」とされる。そして、同様のことは、一部の地域銀行にも当てはまるとされる。当時の識者である H. サニエ (Henri Sagnier) によれば、地域銀行では、国家による融資が、まるで「無限に更新されるはずのもの」として認識されていたとされる。事実、1900年から1909年にかけての10年間において、地域銀行に対して行われた50,000,000フランの融資額のうち、国家に返済されたのはわずかに6%に過ぎなかった。

上述のサニエによると、こうした状況を正す措置としては、国家からの融資に頼ることなく、地域銀行が自ら預金を獲得することが重要であるとされている。これは、1909年の時点で95行の地域銀行のうちわずか49行のみが預金を有しているという状況への強い批判を意味している。報告書がサニエの見解を紹介している点は、この批判に同調していることを示していると思われる。報告書ではまた、「これはまさに、多くの信用機関が、アイルランドにおいて国家の融資に対して示した姿勢と類似のものであり、フランス系地域銀行と同様、(アイルランドの)預金の大部分は、極めてわずかな信用機関の手にあるに過ぎない」と述べられていることから、フランスの農業融資における欠点が、国家の保護による弊害、つまり地域銀行の競争力が低下しつつあることにあると認識されていることがわかる。

以上の点と関わる形で、報告書による批判は割引率にも及んでいる。19

世紀末以降のフランス銀行の割引率は3%前後の低利率で固定的に推移していたが、報告書は、低利安定的な割引率への誘導の主体がフランス銀行であることは明示していないものの、「フランスの制度によりまた、極めて頻繁に信用機関は、借主に対して過度に抑制された利率で融資を行うよう誘導されているが、このことは内部留保の蓄積と、時として信用機関にとっては損失をもたらしている」と見なし、フランスにおいて体系的に形成された低利安定的な環境を批判している。

報告書が指摘するいま一つの欠点は、小規模農業者に融資の恩恵が及んでいないという点である。この点に関する詳細は、この報告書の中では展開されていないが、恐らくは、フランスに関してよく知られた当時の次のような事情と関係していると思われる。第一次大戦前の20世紀初頭、フランスの資本輸出の実態とそのあり方に関して、リジス (Lysis) とテストイス (Testis) との間で、当時の世論を巻き込む形で、次のような活発な議論が行われている<sup>27</sup>。リジスによると、大型公債の発行において、ドイツやイギリスとは異なりフランスでは、フランス銀行、「預金銀行グループ」、「事業銀行グループ」、「地方銀行グループ」が支配的な地位を占めていたことにより、地方商工業への融資が等閑にされてきたとされる。リジスは、こうした構造を「金融寡頭制」と見なし、本来国内の成長に向けられるべき資本が、競争相手国を含めた近隣諸国に輸出されることを問題視している。これに対してテストイスは、信用機関を擁護する立場から反論を行っているが、ここで本稿の論旨との関連で重要な点は、フランス銀行や「地方銀行グループ」が、産業金融に必ずしも積極的に乗り出していないと見なす世論が存在している点である。リジスとテストイスの論争は、商工業への金融を対象としているが、報告書では、産業金融全般の問題との関連で、小規模農業への融資の問題が意識されている可能性がある。

以上よりフランス銀行は、ナポリ銀行の農業融資を詳細に検討していたこ

---

27 Lysis, *Contre l'Oligarchie Financière en France*, Paris, 1908; Testis, *Le Rôle des Etablissements de Crédit en France*, Paris, 1907. 以下、リジスとテストイスとの論争については、原輝史『フランス資本主義：成立と展開』日本経済評論社、1986、193-202頁を参照。

とに示されるように、小規模農業者への融資に積極的な姿勢を示していたが、アイルランド政府委員会からは、実効性に問題があったと見なされていることがわかる。これは、市場機能が十分に機能していないことに起因していると見なされている。

#### 第4節 「農業への信用配分に関する」フランス銀行覚書

フランス銀行の農業融資の実態の一端については、フランス銀行で1913年に作成された「農業への信用配分に関する覚書」が、次のような総括を行っている<sup>28</sup>。なお、この覚書は、上述のアイルランド政府委員会に送付されたことが記されているが、執筆者名や部局等は明記されていない。

まず、フランス銀行主導により行われていた最も古い農業融資は、「農作業に起因する手形の割引」、中でも、3か月を支払期間として振り出された、家畜の飼育に関わる「肥育」(embouche)手形の割引である。この手形に対して同行は、割引人 (présentateur) によって購入された家畜の肥育に必要な期間において、手形の「更新」(renouvellement) を「割引人に対して」許したとされる。なお、この場合の手形割引は、家畜の購入者と割引人が同一人物とされていることから、銀行家による再割引を介さない直接割引の性格が強かった可能性が高い。なおこの種の融資は、上述のアイルランド政府委員会でも示されたものであり、同じデータに基づいて異なった解釈が示されている。フランス銀行が作成した覚書の場合、この種の割引の恩恵を受けているのは、「資力の低い生産者のうちの極めて多くの割合」であるとされる。その根拠として示されているのは、次のデータである。すなわち、支店に開設された455の「肥育勘定」(comptes d'embouche)のうち、77において5,000フラン以下の「手形取引額」(あるいは割引額 engagements) が示され、241の勘定においては、20,000フランを超えることはなかったと述べられている。この種の手形はすべて、証券によって担保される2名署名手形

---

28 ABF, 1397199404/40.

であったとされることから、同行の融資条件が緩和される形で農業融資が行われているという意味では、農業融資は相対的に資力の小さい借主にももたられるものであったと見なすことも可能である。

フランス銀行が農業融資を正当化する二つ目の根拠は、農業倉庫証券の割引が行われていた事実である。これは、1898年7月18日法と1906年4月30日法によって、農業者に自身の収穫物の流動化を促進することを目的として行われたものである。この種の融資は、主にワイン生産地方において行われていたとされる。1900年から1909年にかけての農業倉庫証券の割引は、73,000,000フランに上る。25の支店とその下部機関である出張所がこの業務に乗り出したが、上述の総額のうち63,000,000フランはジロンド県で占められていたとされている。ジロンド県は、よく知られているように、歴史的なワインの名産地であるボルドー地方を含んでいる。

フランス銀行による農業融資の三つ目の手段は、法によって設立された金融機関を介した融資である。この点については、別稿で制度面に関して既に検討しているが<sup>29</sup>、そこでは言及されていない点もあることから、フランス銀行自身の解釈と整理に沿って、改めて検討していく。まず、農業者は、1884年3月21日の法律によって「農業組合」(syndicats agricoles)に所属することが可能とされ、この既成事実を基に、同行の特権更新に関する1897年11月17日法により、同行は、基本定款により認められていた「商人」(commerçants)によって署名された手形と同様の資格で、上記の組合の署名を伴った手形を受け取ることが認められた。そして、1894年11月5日法と、その改正法である1908年1月14日法によって、当該組合、及び「農業リスク相互保険会社」(sociétés d'assurances mutuelles des risques agricoles)が、「農業信用会社」(sociétés de crédit agricole)を設立することが認められ、これらの制度を基に、「相互農業信用地方金庫」(caisses locales de crédit agricole mutuel)と、「相互農業信用地域金庫」(caisses

---

29 武田佑太「第一次大戦前フランス農業の組織化—信用領域における事例—」『経済と経営』第53巻1号、2023年3月25-43頁。

régionales de crédit agricole mutuel) が設立された。前者は、農業に関係し、且つ農業組合とその組合員によって行われる業務を促進し、保証することを目的としたものである。後者は1899年3月31日法と1900年12月25日法によって想定された機関であり、上述の地方金庫の「社員」(membres)によって行われ、当該金庫によって保証される業務を促進することを目的としている。以上の仕組みにより、地域金庫は、地方金庫が署名し、裏書した手形を割り引くことになり、さらに地域金庫はフランス銀行で割引を行うことが可能となる。この場合の手形の署名人は、「借主」(emprunteur)、地方金庫、そして地域金庫となり、フランス銀行の基本定款で定められた3名署名を満たすことになる。

以上に加えて地域金庫は、上述の国家から受け取った融資を基に、地方機関に対して融資を行うことができる。この融資の原資は、上述の1897年法により規定されたフランス銀行による対国家上納金によって構成されている。覚書が作成された時点では、この原資は122,000,000フランに上り、「国家により、農業融資地域金庫に対して同意される無利子融資に、これら金融機関の資本金の4倍の額まで割り当てられること(1899年3月31日法と1900年12月25日法)、農業協同組合に有利な計らいとして、長期融資に充てられること(1908年12月29日法)、農村の矮小な開発地の購入、整備、転換、再構築のための長期融資に充てられること(1910年3月19日法)」とされた。他方、地域金庫はこの融資を基に、証券を購入しこれを担保とした融資をフランス銀行から受けることができるとされる。

零細な債務者を借主としていることから生じるリスクについては、次の形で解決されうると考えられている。一つは、「相互の紐帯」(solidarité mutuelle)であり、これは上述の相互保険を示していると思われる。次に、手形の署名人の信用の裏付けとなる「資力」(ressources)や「担保」(garanties)に関する情報の確保については、同行の各支店に存在する「理事會」(Conseil d'administration)に、「農業の利害当事者の代表が出席することによって、大いに促進される」と考えられている。なお、農業利害の代表については、本店理事会(Conseil de régence)においても席を占めるこ



とが、数年来求められているとされている。

フランス銀行による農業融資は、上述のように、一見基本定款には抵触していないように見えるが、先の政府委員会報告書にも見られた次の記述を見る限り、決して問題がなかったわけではない。

「合意される割引の期間に関しては、農業融資は、割引手形の要因 (provenance) にかかわらず、その最大支払期限を3か月のみに設定する定款の規定に対して、農業融資に有利に取り計らわれる形で抵触しているわけではない。この点については、次のように述べることが望ましい。すなわち、地域・地方金庫の割引手形 (portefeuilles) における手形の所持期間は、同行の割引の最大 (支払) 期間に加算され、借主に与えられる融資を延長するということである。」

下線の記述は、割引手形における3か月の支払期間というフランス銀行の定款に違反しているように見えるが、にもかかわらず、引用の前半にあるように、この形の融資が定款に抵触しない形となるためには、恐らくは、地域・地方金庫の側と借主との間で、あらかじめ手形の更新がなされている可能性が高い。更新後にフランス銀行に手形を持ち込むことによって、形式上は3か月支払期間の範囲内としてフランス銀行が手形を割引くが可能となったと考えられる。

## おわりに

以上に見られるように、フランス銀行による農業融資は、フランスにおける民間信用機関と比較する限り、また、フランス農業の特質から考えても、公共的性格が強かったと言える。他方、同行の歴史に鑑みるならば、上述のように1880年代初頭に示していた農業融資への忌避の姿勢は、世紀転換期には逆に、積極的に容認するものへと変化していたことがわかる。このような変化の背景には、1881年末に、穏健共和派の財務大臣J. マニャン

(Joseph Magnin) が、同行の総裁職に就き、支店網の拡大をはじめ業態の拡大が遂行されていったこと、政府・議会、そして農業を含めた経済界に対する多くの貢献が義務づけられた 1897 年の特権更新法の成立とそれに至る過程における国民的議論があった可能性が考えられる。

次に、フランス銀行とナポリ銀行の農業融資を比較する限り、農業への貢献の観点では、一見ナポリ銀行におけるそれが、長期の手形の支払期間を法的に保証しているという点で、フランス銀行のそれよりも立ち入った措置としての性格を有しているように見える。しかし、同行覚書における上記の引用に見られるように、同行においても手形の更新が、定款に抵触しない形をとることにより、実質的に可能となっている。同行によるこうした巧妙な仕組みは、アイルランド政府委員会の見解に見られるような市場機能に対して、同行が配慮した結果である可能性がある。以上のような意味で、公共性と市場機能の維持を担った同行による国際的な研究は、同行の政策上の方針に少なからず影響を持っていたと言える。